

令和 8 年熊本地震 被災者支援制度一覽 (第 1 版)



宇和島

令和 8 年 7 月 31 日 現在

目 次

1. 相談窓口

01	くらしの相談窓口（被災者生活相談）	・・・・P.1
02	被災者生活・健康支援（心身についての相談、心の相談、こども心身ケア）	・・・・P.2
03	宇和島市家庭センター（児童福祉機能）	・・・・P.3
04	宇和島市家庭センター（母子保健機能）	・・・・P.4
05	被災高齢者の相談支援	・・・・P.5
06	定期接種に関する相談窓口	・・・・P.6
07	生活保護の申請相談	・・・・P.7
08	外国人相談窓口（被災者生活相談）	・・・・P.8

2. 住宅支援

01	市営住宅の一時使用	・・・・P.9
02	母子父子寡婦福祉資金の住宅資金〔特別貸付〕	・・・・P.10

3. 生活支援

01	災害弔慰金	・・・・P.11
02	災害障害見舞金	・・・・P.12
03	災害援護資金	・・・・P.13
04	母子父子寡婦福祉資金貸付制度	・・・・P.14
05	国民年金保険料の免除（災害分）	・・・・P.15
06	個人番号カードの再発行手数料免除	・・・・P.16

4. こども・子育て等の支援

01	保育所等の利用	・・・・P.17
02	ファミリー・サポート・センター（こどもの預かり等の援助）	・・・・P.18
03	児童扶養手当の特別措置	・・・・P.19
04	母子保健サービスの提供	・・・・P.20

5. 教育等の支援

01	各種就学援助（小・中学）	・・・・P.21
----	--------------	----------

■ 支援制度一覧は、随時更新し、更新内容は、宇和島市のホームページにてお知らせします

■ 宇和島市ホームページアドレス：<https://www.city.uwajima.ehime.jp/>

No.	項目		
1 - 01	相談窓口		

制度の名称			
くらしの相談窓口（被災者生活相談）			

担当部署・連絡先			
福祉課	/	福祉総務係	/ Tel : 0895-49-7109

利用できる方			
令和8年熊本地震によって被災された方			

制度の内容			
■相談内容 住宅支援、生活支援、こども・子育て支援、教育等の支援、高齢者・障がい者への支援などに関する相談と担当窓口を紹介いたします。 ※この相談窓口では、日常生活の中で、介護や子育てのこと、仕事や金銭面のことなど、様々なお困りごとのほか、被災された方が、安心して生活するためのお手伝いをする窓口です。 ※必要な対応や手続きを行う窓口の紹介・問合せを行います。			

必要なもの			
なし			

受付期間			
随時	～	-	

掲載ホームページURL			
宇和島市	https://www.city.uwajima.ehime.jp/info/soshiki1820210421-html.html		

No.	項目		
1 - 02	相談窓口		

制度の名称			
被災者生活・健康支援（心身についての相談、心の相談、こども心身ケア）			

担当部署・連絡先			
保険健康課	/	成人保健係	/ TEL：0895-49-7021

利用できる方			
令和8年熊本地震による災害以降、心身について不安のある方			

制度の内容			
■相談内容 電話、窓口、家庭訪問等で保健師等が対応します。 本人または家族、周りの方からの相談が可能です。匿名での相談も可能です。 ■受付時間 9時～17時（平日のみ） ■受付場所 宇和島市役所 保険健康課 吉田支所 保険健康課 三間支所 保険健康課 津島支所 保険健康課			

必要なもの			
なし			

受付期間			
令和8年7月29日	～	-	

掲載ホームページURL			
宇和島市	https://www.city.uwajima.ehime.jp/soshiki/20/kenshinsoudan.html		

No.	項目	
1 - 03	相談窓口	

制度の名称		
宇和島市こども家庭センター（児童福祉機能）		

担当部署・連絡先		
こども家庭課	/	総合支援係 / Tel : 0895-49-7017

利用できる方
令和8年熊本地震の影響によって避難されてきた妊婦や18歳未満の子及びその保護者

制度の内容
■ 相談内容 窓口・電話・LINEでの受付が可能です。 妊娠期から出産、子育ての様々な相談を受け付けています。 ■ 受付時間 9時～17時（平日のみ） ■ 受付場所 宇和島市役所 こども家庭課

必要なもの
なし

受付期間
令和8年8月1日 ～ -

掲載ホームページURL
宇和島市 https://www.city.uwajima.ehime.jp/site/step/

No.	項目		
1 - 04	相談窓口		

制度の名称			
宇和島市こども家庭センター（母子保健機能）			

担当部署・連絡先			
保険健康課	/	母子保健係	/ TEL : 0895-49-7110

利用できる方			
令和8年度熊本地震によって避難されてきた妊婦や乳幼児			

制度の内容			
■相談内容 窓口・電話・LINEでの受付が可能です。 妊娠期から出産、子育て期までのさまざまな相談を受け付けています。 ■受付時間 9時～17時（平日のみ） ■受付場所 宇和島市役所 保険健康課 吉田支所 保険健康課 三間支所 保険健康課 津島支所 保険健康課			

必要なもの			
なし			

受付期間			
令和8年7月29日	～	-	

掲載ホームページURL			
宇和島市	https://www.city.uwajima.ehime.jp/soshiki/20/kosodateonrainsoudan.html		

No.	項目		
1 - 05	相談窓口		

制度の名称			
被災高齢者の相談支援			

担当部署・連絡先			
高齢者福祉課	/	地域包括支援センター	/ TEL : 0895-49-7019

利用できる方			
令和8年熊本地震によって住宅を失った被災者、住宅に困窮している方			

制度の内容			
■相談内容 被災高齢者に対して地域包括支援センターを中心に包括的な相談支援を実施します。			

必要なもの			
※後日提出可 ■住民票又は、本人確認ができるもの（マイナンバーカード、運転免許証など） ■罹災証明書（コピー可）			

受付期間			
令和8年7月30日	～	-	

掲載ホームページURL			
-			

No.	項目		
1 - 06	相談窓口		

制度の名称			
定期接種に関する相談窓口			

担当部署・連絡先			
保険健康課	/	保健企画係	/ TEL : 0895-49-7021

利用できる方			
令和8年熊本地震の被災者で、居住地である市町村で定期接種や新型コロナワクチンの接種を受けることが困難な方、定められた期間に定期接種を受けることができなかった方			

制度の内容			
■ 相談内容 ご本人またはご家族の方の申し出により、宇和島市内の医療機関で接種が可能となります。 また、地震の発生後に定められた期間を過ぎた場合でも定期接種を受けることができます。 ■ 受付場所 宇和島市役所 保険健康課 吉田支所 保険健康課 三間支所 保険健康課 津島支所 保険健康課 予防接種の種類によって期間が異なります。詳しくは、担当部署までご相談ください。			

必要なもの			
■ 本人確認書類 これまでの接種記録がわかるもの（なくても結構です） ※本人確認書類がない場合は、災害により紛失・損傷した旨をお伝えください。			

受付期間			
令和8年7月29日	～	-	

掲載ホームページURL			
-			

No.	項目		
1 - 07	相談窓口		

制度の名称			
生活保護の申請相談			

担当部署・連絡先			
保護課	/	保護第1係	/ TEL : 0895-49-7015

利用できる方			
資産や能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する方			

制度の内容			
生活保護制度は、生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的としています。			

必要なもの			
相談時に世帯の状況に応じて個別に説明いたします。			

受付期間			
随時	～	-	

掲載ホームページURL			
宇和島市	https://www.city.uwajima.ehime.jp/soshiki/17/sien01.html		

No.	項目		
1 - 08	相談窓口		

制度の名称			
外国人相談窓口（被災者生活相談）			

担当部署・連絡先			
市民課	/	市民協働推進室	/ Tel : 0895-49-7004

利用できる方			
令和8年熊本地震によって被災された外国人			

制度の内容			
■相談内容 被災者支援などに関する相談及び担当窓口の紹介を行います。 ※必要な対応や手続きを行う窓口の紹介・問合せを行います。 ※日本語での対応です。日本語が難しい場合は、翻訳機による対応となります。			

必要なもの			
なし			

受付期間			
随時	～	-	

掲載ホームページURL			
-			

No.	項目	
2 - 01	住宅支援	

制度の名称		
市営住宅の一時使用		

担当部署・連絡先		
建築住宅課	/	管理係 / Tel : 0895-49-7028

利用できる方
令和8年熊本地震によって住宅を失った被災者、住宅に困窮している方

制度の内容
■入居期間 入居日から原則 6 ヶ月以内（必要に応じて延長可） ■入居条件 （１）使用料（家賃）、保証料（敷金）：全額免除 （２）入居者の負担：光熱水費、共益費及び自治会費 （３）退去時の修繕：使用者による破損の場合必要

必要なもの
※後日提出可 ■住民票又は、本人確認ができるもの（マイナンバーカード、運転免許証など） ■罹災証明書（コピー可） ■連帯保証人は不要です。

受付期間
令和8年7月30日 ～ -

掲載ホームページURL
-

No.	項目		
3 - 01	生活支援		

制度の名称			
災害弔慰金			

担当部署・連絡先			
福祉課	/	福祉総務係	/ Tel : 0895-49-7109

利用できる方			
■ 死亡された方によって生計を主として維持していた遺族のうち死亡された方の配偶者（順位1）、子（順位2）、父母（順位3）、孫（順位4）、祖父母（順位5） ■ 上記以外の遺族のうち死亡された方の配偶者（順位6）、子（順位7）、父母（順位8）、孫（順位9）、祖父母（順位10） ■ 死亡された方の死亡当時に同居し、または生計を同じくしていた遺族のうち死亡された方の兄弟姉妹（順位11）			

制度の内容			
災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、災害により死亡された市民のご遺族に対し災害弔慰金が支給されます。 ■ 災害弔慰金の額 死亡者が生計を主として維持していた場合：500万円 その他の場合：250万円			

必要なもの			
災害弔慰金にかかる受領申出書を提出後、下記事項について聞き取り調査を行います。 ■ 死亡者の死亡状況 ■ 死亡者の遺族に関する事項			

受付期間			
随時	～	-	

掲載ホームページURL			
宇和島市	https://www.city.uwajima.ehime.jp/site/gou201807/saigaichoikin.html		

No.	項目		
3 - 02	生活支援		

制度の名称			
災害障害見舞金			

担当部署・連絡先			
福祉課	/	福祉総務係	/ Tel : 0895-49-7109

利用できる方			
災害により、災害弔慰金の支給に関する法律別表に掲げる程度の障害を受けた方			

制度の内容			
■ 災害により受けた障害のうち、以下に該当する障害となった場合に支給されます。 1.両眼が失明したもの 2.咀嚼及び言語の機能を廃したもの 3.神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 4.胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 5.両上肢をひじ関節以上で失ったもの 6.両上肢の用を全廃したもの 7.両下肢をひざ関節以上で失ったもの 8.精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの ■ 見舞金の額 生計を主として維持していた方が重度の障害を受けた場合 250万円 その他の方が重度の障害を受けた場合 125万円			

必要なもの			
災害障害見舞金支給申請書の提出後、下記事項について聞き取りを行います。			
■ 障害の原因となる負傷または疾病の状態となった年月日および負傷または疾病の状況 ■ 障害の種類および程度に関する事項			

受付期間			
随時	～	-	

掲載ホームページURL			
宇和島市	https://www.city.uwajima.ehime.jp/site/gou201807/saigaichoikin.html		

No.	項目		
3 - 03	生活支援		

制度の名称			
災害援護資金			

担当部署・連絡先			
福祉課	/	福祉総務係	/ Tel : 0895-49-7109

利用できる方			
■ 以下のいずれかの被害を受けた世帯の世帯主が対象 1. 世帯主が災害により負傷し、その療養に要する期間が概ね1ヶ月以上 2. 家財の1/3以上の損害 3. 住居の半壊または全壊・流出			

制度の内容			
災害により負傷または住居、家財の損害を受けた世帯のうち、一定の所得に満たない世帯の世帯主に対し、生活立て直しのための資金を貸しつけるものです。 ■ 世帯主に1ヶ月以上の負傷がある場合 1. 当該負傷のみ 150万円 2. 家財の1/3以上の損害 250万円 3. 住居の半壊 270万円 4. 住居の全壊 350万円 ■ 世帯主に1ヶ月以上の負傷がない場合 1. 家財の1/3以上の損害 150万円 2. 住居の全壊 170万円 3. 住居の全壊 250万円 4. 住居の滅失または流失 350万円			

必要なもの			
■ 借入申込書 ■ 医師の診断書（※世帯主が負傷の場合） ■ 罹災証明書 ■ 身分証明書の写し ■ 同意書			

受付期間			
随時	～	-	

掲載ホームページURL			
-			

No. 3 - 04	項目 生活支援
制度の名称 母子父子寡婦福祉資金貸付制度	
担当部署・連絡先 こども家庭課 / 総合支援係 / Tel : 0895-49-7017	
利用できる方 ■ 母子家庭の母または父子家庭の父（配偶者のない女子または男子で、現に20歳未満の児童を扶養している者） ■ 寡婦（配偶者のない女子で、かつて母子家庭の母であった者） ■ 母子家庭の母または父子家庭の父が扶養している20歳未満の児童 ■ 父母のいない20歳未満の児童 ■ 寡婦が扶養している20歳以上の子	
制度の内容 ひとり親家庭に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を推進するため、母子父子寡婦福祉資金貸付制度を設けています。 ■ 転宅（引越しする際に必要な住宅の賃借に必要な経費。敷金、前家賃等） ■ 生活（技能習得期間、医療及び介護を受けている期間、生活を安定させる期間、失業期間） ■ 医療介護（医療及び介護を受けるために必要な経費。自己負担分、通院に要する交通費等） ■ 修学（修学に必要な経費。授業料、学校校納金、書籍代、交通費、課外活動費等） ■ 就学支度（就学、修業するために必要な経費。入学金、被服費、前家賃・敷金・礼金等） ■ 技能習得／修業（知識・技能を習得するのに必要な経費。（授業料等。例：訪問介護員等） 他に、事業開始、事業継続、結婚資金の貸付があります。	
必要なもの 資金毎に必要な書類が定められています。 詳細は、母子父子自立支援員にご相談ください。	
受付期間 随時	
掲載ホームページURL 宇和島市 https://www.city.uwajima.ehime.jp/soshiki/49/boshikasituke.html	

No.	項目		
3 - 05	生活支援		

制度の名称			
国民年金保険料の免除（災害分）			

担当部署・連絡先			
市民課	/	国民年金係	/ TEL：0895-24-1111（内線2133）

利用できる方			
令和8年熊本地震に伴う災害により、住宅等の財産に一定の損害を受けた国民年金第1号被保険者			

制度の内容			
■条件等 被保険者、世帯主、配偶者又は被保険者、世帯主若しくは配偶者の属する世帯の他の世帯員の所有に係る住宅、家財、その他の財産につき、被害が最も大きい財産に係る被害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）が、その価格のおおむね2分の1以上である損害を受けた場合に、申請に基づき、国民年金保険料を免除する。 ■免除期間 令和8年6月分から令和10年6月分までの国民年金保険料 ※なお、それぞれの免除サイクル（令和7年度分（令和8年6月）、令和8年度分（令和8年7月から令和9年6月）、令和9年度分（令和9年7月から令和10年6月））ごとに免除の申請が必要になります。			

必要なもの			
■本人確認ができるもの（マイナンバーカード、運転免許証など）			

受付期間			
令和8年7月29日	～	-	

掲載ホームページURL			
日本年金機構	https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/kojin/2026/202608/0803.html		

No.	項目		
3 - 06	生活支援		

制度の名称			
個人番号カードの再発行手数料免除			

担当部署・連絡先			
市民課	/	窓口係	/ TEL : 0895-24-1111 (内2916)

利用できる方			
令和8年熊本地震に伴う災害により、個人番号カードを紛失等した方			

制度の内容			
■再発行手数料 免除 ■免除の内容 個人番号カードの発行にあたっては、原則1,000円の手数料が設定されているものの、天災その他本人の責によらず個人番号カードを再発行する場合などは、その手数料を無料とします。			

必要なもの			
■罹災証明書 ■本人確認ができるもの（運転免許証、健康保険資格確認書等） ※顔写真付きのものは1点、それ以外の場合は2点必要）			

受付期間			
随時	～	-	

掲載ホームページURL			
-			

No.	項目		
4 - 01	こども・子育て等の支援		

制度の名称			
保育所等の利用			

担当部署・連絡先			
こども家庭課	/	こども育成係	/ Tel : 0895-49-7054

利用できる方			
令和8年熊本地震により被災された保護者等で、保育所等の一時的な利用を希望する方			

制度の内容			
転園手続きをすることなく、被災保育所等の籍を残したまま利用が可能です。 ■利用者負担額 全額免除 ■減免期間 利用開始日の属する月から			

必要なもの			
※すべて、後日提出可 ■入所申請または一時預かり申込関係書類 ■住民票又は、本人確認ができるもの（マイナンバーカード、運転免許証など） ■罹災証明書（コピー可）			

受付期間			
令和8年7月28日	～	-	

掲載ホームページURL			
宇和島市	https://www.city.uwajima.ehime.jp/site/hoikunet/nyuusyo1.html		
宇和島市	https://www.city.uwajima.ehime.jp/site/hoikunet/itizihoiku.html		

No.	項目	
4 - 02	こども・子育て等の支援	

制度の名称		
ファミリー・サポート・センター（こどもの預かり等の援助）		

担当部署・連絡先		
こども家庭課	/	こども育成係 / TEL : 0895-49-7054

利用できる方
令和8年熊本地震により被災された保護者等で、保育所等の一時的な利用を希望する方

制度の内容
転入手続をすることなく、ファミリー・サポート・センター事業におけるこどもの預かり等の援助を受けることが可能です。 ■利用者負担額 全額免除 ■減免期間 利用開始日の属する月から

必要なもの
※すべて、後日提出可 ■事前打合せ票 ■住民票又は、本人確認ができるもの（マイナンバーカード、運転免許証など） ■罹災証明書（コピー可）

受付期間
令和8年7月28日 ～ -

掲載ホームページURL
宇和島市 https://www.city.uwajima.ehime.jp/site/famisapo/

No.	項目	
4 - 03	こども・子育て等の支援	

制度の名称		
児童扶養手当の特別措置		

担当部署・連絡先		
こども家庭課	/	子育て給付係 / Tel : 0895-49-7017

利用できる方
制度の内容のとおり

制度の内容
■条件等 災害により、住宅・家財等ごとに被害金額（保険金、損害賠償金等により補充されて金額を除く。）がその価格のおおむね 2 分の 1 以上の損害を受けられた方。 ■措置の内容 損害を受けた月から翌年の10月までに支給される児童扶養手当については、所得による手当額の支給制限を受けません。 ただし、被災された年の所得が全部支給限度額以上であった場合は後日返還しなければなりません。

必要なもの
■児童扶養手当被災状況書 ■罹災証明書（写し可）

受付期間
令和8年7月28日 ~

掲載ホームページURL
-

No.	項目	
4 - 04	こども・子育て等の支援	

制度の名称		
母子保健サービスの提供		

担当部署・連絡先		
保険健康課	/	母子保健係 / Tel : 0895-49-7110

利用できる方
令和8年熊本地震の影響によって避難されてきた妊婦や乳幼児

制度の内容
■ 母子健康手帳の交付 ■ 妊産婦健康診査受診票の交付 ■ 妊婦歯科健康診査受診票の交付 ■ 新生児聴覚検査受診票の交付 ■ 拡大新生児スクリーニング検査 ■ 1か月児健康診査受診票の交付 ■ こんにちは赤ちゃん訪問の実施 ■ 乳児一般健康診査受診票の交付（3～6か月児、9～11か月児） ■ 乳幼児健康診査（集団健診）の実施 3か月児健診、1歳6か月児健診、2歳児歯科健診、3歳児健診、5歳児健診 ■ 産後ケア ■ 妊産婦・育児相談、8か月児相談

必要なもの
※本人確認書類がない場合は、災害により紛失・損傷した旨をお伝えください。

受付期間
令和8年7月29日 ～ -

掲載ホームページURL
宇和島市 https://www.city.uwajima.ehime.jp/site/kosodate/hokenkosodate.html

No.	項目		
5 - 01	教育等の支援		

制度の名称			
各種就学援助（小学校児童・中学校生徒）			

担当部署・連絡先			
教育委員会	/	教育総務課	/ Tel : 0895-49-7030

利用できる方			
本市にある小・中学校に転入している児童・生徒の保護者			

制度の内容			
本制度は、就学困難な児童・生徒の保護者を対象に、就学に必要な学用品費、新入学用品費、通学費、校外活動費等を援助するものです。 文部科学省からの通知に従い、今回の被災により就学援助等を必要とする児童・生徒等対しては、その認定及び支給について、通常の手続きによることが困難と認められる場合でも、可能な限り速やかに対応いたします。 ※就学援助制度の詳しい内容は、本市HPをご覧ください。			

必要なもの			
■ 就学援助費支給申請書 ■ 罹災証明書（写し）または家計維持者の死亡や離職・休職したことがわかる書類 ■ その他 被災年度の翌々年度以降は、通常の要件（収入判定など）に基づき認定します。			

受付期間			
随時	～	-	

掲載ホームページURL			
宇和島市	https://www.city.uwajima.ehime.jp/soshiki/30/kyoiku001.html		